

# 答 申 書

## 第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が、令和 5 年 3 月 3 日付け 4 松（建指）第 6 3 8 号で行った保有個人情報の一部を開示する決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求の経緯

### 1 本件開示請求

審査請求人は、令和 5 年 2 月 1 7 日、松山市長（以下「処分庁」という。）に対し、松山市個人情報保護条例（平成 1 6 年条例第 2 9 号。以下「条例」という。）第 1 4 条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称又は内容を「松山市〇〇〇〇に関する指導状況の〇〇に関する情報」として保有個人情報の開示の請求を行った（乙第 1 号証）。

### 2 本件処分

処分庁は、令和 5 年 3 月 3 日、審査請求人に対し、条例第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をし、通知した（乙第 2 号証）。

### 3 本件審査請求

審査請求人は、令和 5 年 3 月 3 日、審査庁たる松山市長（以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分を不服として審査請求をした。

### 4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、審査請求人への弁明書(1)の送付、求釈明等を経て、令和 5 年 7 月 1 1 日、本件審査請求を条例第 4 3 条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当個人情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の定めるところにより本件審査請求を調査審議することとした。

## 第 3 本件開示請求に係る保有個人情報の特定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報に松山市〇〇〇〇に関する指導状況、すなわち審査請求人らを当事者とする「現場指導調書〇〇〇〇」と特定した。

#### 第4 本件処分の内容

処分庁は、前記第2の2のとおり、第3の保有個人情報を次の部分を除いて開示する決定（次の部分を不開示とする決定）を行った。

- (1) 個人の氏名及び電話番号の部分
- (2) 現場指導調書の処理経過欄ほかの記載内容の一部（(1)に該当する部分を除く。）

#### 第5 本件処分の理由

処分庁は、前記第4(1)の保有個人情報が条例第16条第3号本文の不開示情報（個人情報）に該当し、第4(2)の保有個人情報は同条第4号アの不開示情報（法人事業活動情報）又は同条第8号カの不開示情報（処分庁の事務事業執行情報）に該当するため、不開示とした。

#### 第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が提出した審査請求書、令和5年5月30日付け反論書及び同年6月14日付け「質問書に対する説明書」と題する書面での記載内容のほか、審査請求人が処分庁の窓口で数度にわたり口述したところによれば、要するに、その主張は次のとおりと解することができる。

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び保有個人情報の黒塗り部分（不開示部分）の開示を求める。

##### (2) 審査請求の理由

- ア 文書の内容を把握し、その後の対応を検討するため
- イ 黒塗りのためなんら判断ができない。
- ウ 法人以外の者（個人）に社会的信用等はないのか。

## 第7 処分庁の主張の要旨

弁明書(1)によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

### (2) 弁明の理由

ア 乙第3号証に①で示した黒塗り部分（以下「①部分」という。）は、特定の個人を識別することができる情報であるから条例第16条第3号本文の不開示情報に該当する。

イ 乙第3号証に②で示した黒塗り部分（以下「②部分」という。）は、特定の法人の建築物の管理や今後の改修方針などの事業活動を行う上での内部管理情報が含まれており、開示すると当該法人の事業活動のノウハウや具体的内容等が他者に把握されてしまうこととなり当該法人の競争上の地位を低下させ事業活動が損なわれる。

また、②部分は、特定の法人に対する処分庁の調査、指導等に対する当該法人の回答や対応の具体的な情報であり、このような情報を開示するとどのような内容で市の指導等を受けているかが明らかとなり当該法人の社会的信用、評価等が損なわれることから条例第16条第4号アの不開示情報に該当する。

ウ 乙第3号証に③で示した部分（以下「③部分」という。）は、特定の法人に対する市の指導に関する記述であり、このような市の指導の経緯を不開示として扱うことは従来からの慣例として広く定着し、他の事例と同様に相手方も当然に不開示扱いになることを前提にして市の指導等に応じている。すなわち、市の指導等を行う上では相手方との信頼関係の確保が不可欠であり、信頼関係が保たれてはじめて市は指導等を円滑に実施できる。本件においても処分庁は是正を命令すべき程度まで看過できない程に悪質なケースではないことから相手方の任意の協力が得られる範囲で市の指導等を継続してきた。このような状況の中で市の指導等の内容やこれに対する応対が開示されるとなると相手方と市の信頼関係が損なわれ、以後の市の指導等の際に相手方から必要な協力を受けることがで

きず、今後の市の適正な事務の執行に著しい支障を及ぼしてしまう。

また、市の指導等の内容を開示すると、その方針や方法が他者に把握されることになるため他の建築物の違反を助長するなど建築物に対する市の指導等による違反の是正という目的を達成する上で支障を生じ、今後の反復継続する同種事務の円滑な執行に支障を及ぼしてしまう。

以上のことから、③部分は条例第16条第8号カの不開示情報に該当する。

## 第8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
令和5年7月11日	諮問書の受理
令和5年7月25日	第1回審議，処分庁からの聞き取り
令和5年8月30日	第2回審議
令和5年9月6日	答申

## 第9 当審議会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報 の適正な取扱いを確保するための基本的な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としている（第1条）。

### 2 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、前記第4の保有個人情報を条例第16条第3号本文、同条第4号ア及び同条第8号カの不開示情報に該当することを理由に開示しない決定をしたものである。

### 3 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の処分庁の主張によれば、本件

審査請求の争点は次のとおりである。

- (1) ①部分を条例第16条第3号本文（いわゆる「個人情報」）に該当するとして不開示とした決定は妥当か。
- (2) ②部分を条例第16条第4号ア（いわゆる「法人事業活動情報」）に該当するとして不開示とした決定は妥当か。
- (3) ③部分を条例第16条第8号カ（いわゆる「事務事業執行情報」）に該当するとして不開示とした決定は妥当か。

#### 4 争点についての判断

##### (1) 条例第16条第3号本文の該当性

###### ア 条例第16条第3号本文の定め

条例第16条第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものを不開示情報と規定している。

これは、いわゆる「個人情報」と呼ばれる、個人の尊厳を守りその権利利益の保護を図るため特定の個人を識別することができる情報等を不開示とするものであり、「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日、その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいうと解することができる（個人情報保護事務の手引（平成28年9月松山市作成。以下「手引」という。）50・51頁）。

###### イ 該当性の判断

(ア) 処分庁は、①部分を、特定の個人であると識別される可能性があるから条例第16条第3号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報」に該当すると主張する。

(イ) そこで、①部分が開示することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するかどうかを判断するため、当審議会で

実際に①部分を検分したところ、①部分の記載内容は、開示請求者以外の個人の氏名及び電話番号であり、いずれも開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

(ウ) よって、①部分は、条例第16条第3号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報」に該当すると認められる。

(2) 本件不開示部分の条例第16条第4号アの該当性

ア 条例第16条第4号アの定め

条例第16条第4号アは、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を不開示情報と規定している。

これは、いわゆる「法人事業活動情報」と呼ばれる、法人の事業活動の自由を保障し公正な競争秩序を維持する観点から、開示することにより法人等の正当な利益を害すると認められる情報等を不開示とするものであり、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」とは、「生産技術上又は営業・販売に関する情報であって、開示されることにより公正な競争原理や秩序維持が侵害されると認められる情報」、「人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報で、開示することにより事業活動が損なわれると認められる情報」及び「開示することにより名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報」をいうと解することができる（手引54・55頁）。

イ 該当性の判断

(ア) 処分庁は、②部分を、「内部管理に属する事項に関する情報で開示することにより事業活動が損なわれると認められる情報」及び「開示することにより名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報」であるから条例第16条第4号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認

められる情報」に該当すると主張する。

(イ) そこで、②部分が権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当するかどうかを判断するため、当審議会で実際に②部分を検分したところ、②部分の記載内容は、特定の法人の建築物の管理方法やその現状、今後の改修方針の検討状況などの事業活動を行う上での内部管理情報であり開示されると事業活動が損なわれると認められる情報であることが認められた。

(ウ) また、②部分の記載内容は、処分庁の調査、指導等に対して当該法人がした具体的な回答や対応の内容であり、開示すると当該法人が受けている市の指導等の内容が明らかとなることで当該法人の社会的信用、評価等が損なわれる情報であることが認められた。

(エ) よって、②部分は、条例第16条第4号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」に該当すると認められる。

(3) 本件不開示部分の条例第16条第8号カの該当性

ア 条例第16条第8号カは、不開示情報として、「事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報」を規定している。

この規定は、処分庁が保有している情報の中で、最終的な意思決定がなされていても、事務事業の性質や目的からみて、執行前あるいは執行過程で開示することにより当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報を不開示とするものであり、「事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報」とは「開示することにより、事務事業の目的を達成する上で支障を生じ又は目的が達せられなくなる情報」、「開示することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれたり、又は関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められる情報」、「開示することにより、将来の反復継続される市の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生じ

ると認められる情報」等をいうと解される（手引62・63頁）。

#### イ 該当性の判断

(ア) 処分庁は、③部分を、「開示することにより、事務事業の目的を達成する上で支障を生じ又は目的が達せられなくなる情報」、「開示することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれたり、又は関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められる情報」及び「開示することにより、将来の反復継続される市の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生じると認められる情報」であるから条例第16条第8号カの「事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報」に該当すると主張する。

(イ) そこで、③部分が事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報に該当するかどうかを判断するため、当審議会ですべて実際に③部分を検分したところ、③部分の記載内容は特定の法人に対する処分庁の指導等に関する具体的な内容であり、処分庁がその経緯を不開示とする慣例で指導等を行ってきたものであること、指導等は相手方との信頼関係が保たれてはじめて円滑に実施されるものであることから考えると、開示されると指導等の相手方と処分庁との信頼関係が損なわれ、さらに、以後の相手方の協力が得られないことで自らの改善が期待できなくなり今後の処分庁の適正な事務の執行に著しい支障を及ぼしてしまう情報であることが認められた。

また、処分庁の指導等の内容を開示すると指導等の方針や方法が他者に把握されてしまい、同様の指導等の際に事前に対策をされるなど、処分庁の指導等による違反の是正という目的を達成する上で支障を生じ、今後の反復継続する同種事務の円滑な執行に支障を及ぼす情報である。

よって、③部分は条例第16条第8号カの事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報である。

#### 5 結論

以上のことから、当審議会は、本件開示請求に係る保有個人情報の一



部を不開示とした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和5年9月6日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明